

第三十五号議案

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法関係手数料条例（平成十四年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日本工業規格 A 列四番」を「日本産業規格 A 列四番」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

（提案理由）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行による工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。